

支払漏れ等が判明し、追加でお支払した保険金等の件数・金額（平成 25 年度）

○平成 25 年度に保険金等の支払を行った事案に関し、支払漏れ等（支払漏れ^(※1)・請求案内漏れ^(※2)等）が判明し、平成 25 年度に追加的な支払を行った事案は、以下の通りです。

（※ 1）支払漏れ：保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、支払対象と判断することが可能であった事案

（※ 2）請求案内漏れ：保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、請求を受けた保険金・給付金以外にも支払える可能性がある保険金・給付金があったにもかかわらず、通常の検証作業（原則として当初の支払から一ヶ月以内）で把握されず個別の請求案内が行われなかった事案

	平成 25 年度		
	合計	当社が自ら支払漏れ等を把握し、追加的に支払ったもの （内部発見）	お客様等からの申出・照会により、支払漏れ等が判明し、追加的に支払ったもの （外部発見）
件数 〔単位：件〕	18	4	14
金額 〔単位：百万円〕	3	0	2

〔上記のほか、平成 25 年度には、平成 24 年度以前に保険金等の支払を行った事案に係る追加的な支払を、8 件・3 百万円実施しています。〕

※ 当社は、お客さまに対し保険金等を適切にお支払するため、支払担当部署とは異なる部門による事後検証作業を、お支払日前に行う態勢としています。